

令和2年10月29日

都道府県師会長各位
都道府県保険部長各位

公益社団法人 日本鍼灸師会
会 長 小川 卓良
副 会 長 中 村 聡
業 務 執 行 理 事 要 信 義

はり・きゅう、あん摩マッサージ療養費の一部改定について

平素より、療養費の取扱いにご協力を頂き御礼申し上げます。

本日開催されました、第22回厚生労働省 社会保障審議会 医療保険部会 あん摩マッサージ・指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会において、療養費の改定が議論された結果、添付の改定案の通り、令和2年12月1日施術分より施行されることになりましたので報告致します。

今回は往療料の距離加算（4キロ超）が減額となり、その分と改定分を合わせ、初検料、施術料、施術報告書交付料が上がるかたちになっています。また、マッサージ療養費の変形徒手矯正術については、マッサージへの加算の考え方が明確になりました。

マッサージ療養費については日本鍼灸師会を含む鍼灸マッサージ保険推進協議会（通称4団体）は部位別の請求から包括化を要望していましたが、途中その中の1団体が翻意したことは、日本鍼灸新報に掲載した通りです。

今回は改定を進める、という大所、高所の見地に立ち、本日の専門委員会に参加致しました。マッサージ療養費の包括化については次回に向けても要望する旨、専門委員会で述べたところです。

引き続き関係各位のご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以上

